

議案第 55 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成18年四万十町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 8 条第 1 項中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第18条の表給与条例第38条の項を削る。

第20条第 1 号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。